

入札心得書

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
契約担当役理事 馬場 一郎

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工 事 名 埼玉障害者職業センタートイレ等改修工事
- (2) 工事場所 埼玉県さいたま市桜区下大久保136-1
- (3) 工事内容 設計図書記載のとおり
- (4) 工 期 契約締結の翌日から令和9年2月17日まで
(手直し工事を含む完全引渡しの期間)

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和8年7月30日時点において、厚生労働省一般競争参加資格の「建築一式」に係る「D」等級の認定を受けている者（共同企業体を除く。）であって、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、山梨県又は長野県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所のいずれかを有する者であること。
- (4) 当該工事について、現場代理人及び建設業法に定める監理技術者又は主任技術者を設置することができる者であること。なお、現場代理人、監理技術者又は主任技術者は、直接的かつ恒常的な雇用者であること。
- (5) 令和8年7月30日時点において、厚生労働省より指名停止措置又は当機構より競争参加の資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法に基づき民事再生手続の申立がなされている者でないこと。
- (8) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係において関連がある者でないこと。なお、資本関係又は人的関係において関連がある者とは次の場合をいう。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執

行しないこととされている取締役

b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d) 組合の理事

e) その他業務を執行する者であつて、a) から d) までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係がある場合と認められる場合。

(9) 当機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人（以下「反社会的勢力」という。）に該当する者でないこと。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 令和8年7月30日時点において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

(12) 社会保険等に参加していること。（以下に定める届出の義務を履行していない建設業者でないこと。）また、工事受注にあたり下請負契約を締結する予定がある場合、下請負人（2次以下の下請負人を含む。）についても同様とする。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(13) 令和8年7月30日時点において、当機構と訴訟において係争中である者及びその者の関係会社（人事・資金・技術・取引等の関係を通じ影響力を行使し又は行使されるなどの密接な関係にある会社をいう。）でないこと（ただし、当機構が競争参加に支障がないと認めた場合は除く。）。

3 競争参加申込方法

競争参加申込は、次に掲げるところにより行うこと。

(1) 競争参加申込は、厚生労働省に登録している本店において行うこと。

ただし、上記2(3)において示す埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、山梨県又は長野県内に本店がない場合は、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、山梨県又は長野県内に支店又は営業所（建設業法による）を有することが確認できる書類（国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの検索結果の写し等）を提出すること。

(2) 下記のとおり提出書類を書留郵便（一般書留、簡易書留）、宅配便、持参又は電子メールにより提出すること。

なお、電子メールにより提出する場合はPDF形式によることとする。

ア 提出書類

① 競争参加申込書（別添1）

② 厚生労働省の「資格審査結果通知書」の写し

③ 国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの検索結果の写し等

（上記(1)のただし書きに該当する場合に限る）

イ 提出先

下記 2.1 の問い合わせ先あて

ウ 提出期限

令和 8 年 7 月 30 日 17 時 00 分（必着）

4 競争参加資格の審査

競争参加申込の受付終了後、当機構において競争参加申込者の競争参加資格に係る審査を行う。審査の結果、欠格者については、令和 8 年 8 月 5 日までに通知する（競争参加資格があると認めた者については、審査結果通知は行わないこと）。

なお、競争参加資格があると認めた者であっても、通知日以降に上記 2 の競争参加資格の条件を欠くことが確認された場合には、競争参加資格を取り消すものとする。

5 現場確認

実施しない

6 質疑及び回答

設計図書、現場及び契約内容に関する質疑及び回答については、次の（1）及び（2）により取り扱うものとする。

質疑は、質問書（別添様式）によるものとし、提出すること。

なお、質疑がない場合であっても、質疑がない旨を記載の上、提出すること。

（1）質問書の提出

ア 提出期限

令和 8 年 8 月 14 日

イ 提出方法

電子メールによること。

ウ 提出先

（株）建設エンジニアリング

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 3-15 EST 秋葉原 5F

T E L 03-5822-0088

電子メールアドレス：kojima_k@kensetsu-eng.co.jp

（2）回答書の送付

ア 送付期限

令和 8 年 8 月 26 日

イ 送付方法

電子メールにて行う。

7 入札方法（郵送による入札）

（1）入札者は、設計図書、現場及び契約内容を十分検討の上、入札をしなければならない。

（2）入札書は、別添 2 の入札書により作成し、長 3 封筒に入れ封印し、提出しなければならない。

（3）前項の入札書は、指定した提出期限までに指定の場所へ到着しなければならない。

（4）入札者は、入札及び見積に関する権限を代表者から代理人に委任して入札する場合は、別添 4 の委任状を提出しなければならない。なお、再度の入札において、最初の入札と異なる者を代理人とする場合も別添 4 の委任状を提出しなければならない。

- (5) 入札者の代表者又はその代理人は、今回の入札において他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札書には、入札者の代表者又はその代理人が記名押印し、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか、又は課税取引であるか非課税・不課税取引であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額（「円」を単位とする。）、工事名、年月日及び宛名を記入しなければならない。
- (7) **いったん提出した入札書は、開札の前後を問わず、これの引換え、変更又は取消しをすることができない。**
- (8) 次のいずれか一つに該当する場合、その入札を無効とする。
また、無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することができないものとする。
- ① 開札時において、入札書が次の各号の一に該当するとき。
- (イ) 入札金額が訂正されているとき。
- (ロ) 代表者の記名・押印が欠けているとき。代理人が入札をする場合においては、代表者の記名、代理人の記名・押印が欠けているとき。
- (ハ) 金額、件名及び金額の頭に「¥」又は「金」の記載がないとき（金額と「¥」又は「金」の間に空欄があるときも無効とする。）。)
- (ニ) 工事費内訳書の表紙の合計額と入札金額が一致しないとき。
- (ホ) 誤字、脱字等により、意思表示が不明確なとき（金額が不鮮明な場合、件名等に誤字・脱字等の記入誤りにより相手方の意思表示が不明確である場合など）。
- (ヘ) 定められた様式以外の入札書を提出したとき。
- (ト) 条件が付されているとき。
- (チ) 同一入札者の入札書が2通以上提出されているとき。
- (リ) 金額欄に「0円」又は「マイナスの金額」が記載されているとき。
- (ヌ) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。
- ② 競争参加資格を有しない者が入札を行ったとき。
- ③ 委任状を提出しない代理人が入札を行ったとき。
- ④ 入札者の代表者又はその代理人が他の入札者の代理人を兼ねて入札をしたとき。
- ⑤ 入札保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していないものが入札したとき。
- ⑥ 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合をしたと認められる者による入札を行ったとき。
- ⑦ 入札に関する条件に違反した入札を行ったとき（入札書を、入札公告・入札心得書で指定している期限、場所、方法により提出しない場合等）。
- ⑧ 下記8（6）に該当するとき。
- (9) 入札者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (10) 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
- (11) 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
- (12) 入札者が連合し、又は不穏の言動をする等、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

8 工事費内訳書の提出

- (1) 入札者は、1 回目入札の際、1 回目入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出しなければならない。
なお、工事費内訳書は、封筒（入札書の封筒を含む）には入れず、下記 9（1）を郵送する封筒に入れること。
- (2) 工事費内訳書は、別添 3 の「工事費内訳書の表紙」及び任意様式の「直接工事費の細目別内訳により各工事の数量、単価、金額及び仕様等を明示した資料」により作成すること。
ただし、「工事費内訳書の表紙」は、別添 3 の内容（工事名、直接工事費の工事種別内訳（該当する工事種別のみ）、直接工事費の計、直接工事費の材料費及び労務費の内訳、共通費の内訳（共通仮設費、現場管理費（内訳として、建退共制度の掛金、現場労働者の法定福利費の事業主負担額及び安全衛生経費を明示）、一般管理費等）、共通費の計、工事費内訳書の合計）が記入されている場合は、任意様式であっても有効とする。
なお、値引き額（千円未満の端数処理等を除く。）を記載した「工事費内訳書の表紙」は、工事単価等の確認が困難となることから、これを認めないこと。
- (3) 前項の工事費内訳書は、指定した提出期限までに指定の場所へ到着しなければならない。
- (4) 「工事費内訳書の表紙」には、所在地並びに商号又は名称の記入、入札者の代表者又はその代理人が記名押印しなければならない（代理人が記名押印する場合は、代表者の記名を行うこと）。
- (5) いったん提出した工事費内訳書は、開札の前後を問わず、これの引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 次のいずれか一つに該当する場合、当該工事費内訳書を提出した入札者の入札を無効とする。
 - ① 指定した提出期限までに「工事費内訳書の表紙」及び「直接工事費の細目別内訳により各工事の数量、単価、金額及び仕様等を明示した資料」が指定の場所へ到着しなかったとき。
 - ② 「工事費内訳書の表紙」において、商号又は名称の記入、代表者の記名・押印が欠けているとき。代理人が入札をする場合においては、商号又は名称及び代表者の記名、代理人の記名・押印が欠けているとき。
 - ③ 「工事費内訳書の表紙」において、値引き額（千円未満の端数処理等を除く。）が記載されていないとき。
 - ④ 「工事費内訳書の表紙」において、未記入、計算の誤り等により、意思表示が不明確なとき。
- (7) 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがあること。

9 入札書等の提出方法

(1) 提出書類

以下のア～ウの書類（以下「入札書等」という。）を提出すること。

ただし、委任状は、上記 7（4）に該当する場合に限る。

また、入札書は、封筒に入れて封印の上、提出すること。その際、当該封筒の表には、工事名、開札日並びに入札者名を記入すること。

なお、提出された入札書等は、いかなる場合であっても、返却しない。

ア 入札書（別添 2）

イ 工事費内訳書

「工事費内訳書の表紙」及び「直接工事費の細目別内訳により各工事の数量、単価、金額及び仕様等を明示した資料」を作成して提出すること。

ウ 委任状（別添 4）

(2) 提出方法及び提出期限

入札書等は、下記の提出期限までに書留郵便（一般書留、簡易書留）、宅配便又は持参により提出すること。

ア 提出期限

令和8年9月2日17時00分（必着）

イ 提出先

下記21の問い合わせ先あて

10 開札執行日時及び場所等

(1) 日時

令和8年9月4日10時00分

(2) 場所

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
高度訓練センター 401会議室
TEL 043-213-6422

(3) 立会い

入札者の代表者又はその代理人が開札の立会いを希望する場合には、令和8年9月2日17時00分までに下記21の問い合わせ先へ連絡すること。なお、入札者の代表者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない当機構の職員を立ち会わせて開札を行うものとするが、入札者は、入札執行者からの連絡に対応できるように備えること。

11 入札の辞退

(1) 入札を辞退するときは、開札日時の1開庁日前までに、別添5の辞退届を書留郵便（一般書留、簡易書留）、宅配便又は持参により提出すること。

(2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の競争参加資格の停止等について不利益な取扱いを受けるものではない。

12 落札者の決定

(1) 当機構会計規程第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

また、落札価格については、入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

※1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。

ただし、落札者となるべき者の入札金額が調査基準価格を下回る場合は、落札決定を保留の上、低入札価格調査を実施することとし、落札者となるべき者はこの調査に応じなければならない。

低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者としてすることがある。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当機構の定める方法によりくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当機構の職員にくじを引かせる。

13 低入札価格調査

上記12(1)ただし書きにより低入札価格調査の対象となった場合は、次の日時・場所において、ヒアリング調査を実施する。なお、調査方法は別途通知する。

(1) 日時

令和8年9月11日13時30分

- (2) 場所
〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-2
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
高度訓練センター 402会議室
TEL 043-213-6422
- (3) 概要
別紙2「低入札価格調査の実施について」のとおり

1.4 労務費ダンピング調査の実施

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

- (1) 理由の確認方法：書面及び電話等によるヒアリング
- (2) その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

1.5 再度の入札

- (1) 開札した場合において、各人の入札金額が予定価格の110分の100に相当する価格の範囲内ではないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、開札に立ち会わない者がいる場合には、契約担当役が指定する日時において再度の入札を行うものとする。
- (2) 再度の入札は原則として1回を限度とする。
- (3) 入札者は、最初の入札をした者と異なる者をして再度の入札をさせるときは、その者の委任状（別添4）を提出しなければならない。

1.6 開札結果の通知

開札の結果については、入札者に対して速やかに文書をもって通知する。

1.7 契約

- (1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）は、契約担当役から交付された契約書案により作成するものとする。
- (2) 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日から原則として10日以内（落札決定の日、12月29日～1月3日及び土日祝日を除く）に、これを契約担当役に提出しなければならない。
- (3) 落札者が、上記（2）の期限内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- (4) 落札者は、原則として契約を辞退することはできず、自己の都合により一方的に契約を辞退した場合は、競争参加資格の停止措置要件である「不誠実な行為」に該当すること。上記（3）より、落札がその効力を失う場合も同様とする。
- (5) 落札と決定した入札が、上記7の（8）の⑥に該当することが、落札決定後に判明した場合は、その落札決定を取消し、又は契約を解除するものとする。
- (6) 前払金は、前払金保証事業会社の保証証書（正本、副本各1通）を当機構に提出して、工事請負代金額の10分の4以内の額の支払を請求することができる。ただし、その落札者が、低入札価格調査を受けた者である場合は、支払を請求できる金額は、工事請負金額の10分の2以内とする。

ただし、余裕期間制度を活用した工事の場合は、工期の始期以降に請求することができるものとする。

- (7) 完成払は、契約の目的物を引き渡した後、その残額の支払を請求することができる。
- (8) 本入札に関し、落札者との契約の締結にあたり、契約後に独占禁止法に定める談合等の不正行為の事実が判明した場合には、契約書に基づき、契約の解除及び違約金を支払わなければならないこと。

1 8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 落札者は、契約書の提出日までに契約保証金の納付に代わる次のいずれかの保証を付さなければならない。

なお、保証金額又は保険金額は、工事請負金額の10分の1以上としなければならない。ただし、その落札者が、低入札価格調査を受けた者である場合は、保証金額又は保険金額を、工事請負金額の10分の3以上としなければならない。

- ① 銀行、機構が確実と認められる金融機関又は前払金保証事業会社の保証
- ② 公共工事履行保証証券による保証
- ③ 履行保証保険契約の締結及びその保険証券の寄託

1 9 異議の申立

- (1) 当機構の判断により競争参加資格がないとされたことに対する異議は、競争参加資格に係る審査結果通知日から3日以内（通知日、12月29日～1月3日及び土日祝日を除く）に届くように以下の問い合わせ先あて文書で申し立てすること。また、文書発送前後には、下記21の受付時間内に電話による連絡を必ず行うこと。

なお、それ以後は、異議の申立は受け付けないものとし、当機構の手続に過失がある場合においても責任を問えないものとする。

- (2) 入札者は、入札後、入札公告、この心得書、工事内容、設計図書、契約書案、現場及び契約内容についての不明を理由として異議を申し立てることはできない（不明な点については、上記6で質疑を行うこと）。

2 0 その他

- (1) 当該工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、同法に定められている基準を満たす工事に該当する場合、受注者は契約締結に当たって再資源化の費用・処理方法等について当機構に対し報告・協議等を必要とし、その費用・処理方法等について当機構と受注者で見解の相違がある場合は当機構の指示に従うこと。

- (2) 工事請負代金額が500万円以上の場合の受注者は、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、工事实績情報を作成し、「発注機関確認書（登録のための確認のお願い）」の承諾を契約担当職員に提出し確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターへ登録すること。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を契約担当職員に提出すること。ただし、登録時に機構への自動送信を選択した場合については、提出不要とすること。

- (3) 契約の確定（発効）は、当該工事に係る契約書に当事者の記名押印が完了した時点とすること。

- (4) 本入札執行にあたっての現場説明は実施しない。

- (5) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構（旧高齢・障害者雇用支援機構及び旧雇用・能力開発機

構を含む。以下同じ。)との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

ア 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

イ 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

ウ 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者に係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

エ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

オ その他

当該契約について、落札決定がされた業者については、別紙1の「契約情報の公表に関する確認等」を、当該契約の契約締結前に契約担当役あて提出すること。

2.1 問い合わせ先

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

経理部契約第一課工事契約係

TEL：043-213-6422

FAX：043-213-6473

電子メール：kokeiyaku@jeed.go.jp（全て小文字）

受付時間：10時から12時まで、13時から17時まで

契約情報の公表に関する確認等

入札公告等に記載してありますとおり、当機構（旧独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構及び旧独立行政法人雇用・能力開発機構を含む。）との契約の締結に際して、落札者が以下の①に該当する場合は、内閣官房行政改革推進室の指示により②に掲げる事項を当機構のホームページにおいて公表することとしています。

つきましては、裏面の〔確認欄〕により、①に該当するかについて、該当する場合は②の事項の公表についてご協力をいただけるかについての確認並びにご協力いただける場合は関係書類の提出についてよろしくお願いいたします。

なお、②の事項の公表につきましては、あくまでも任意によるものですが、回答、協力していただけなかった旨を公表することがありますので、あらかじめご了承ください。

①公表の対象となる契約相手方の基準

次のイ、ロのいずれにも該当すること

イ 当機構との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

ロ 当機構の役員であった者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上の職を経験した者が役員として再就職していること。

②公表する情報

イ 上記①ロに該当する当機構からの再就職者の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合（以下の3つから選択）

- ・ 3分の1以上、2分の1未満
- ・ 2分の1以上、3分の2未満
- ・ 3分の2以上

ハ 一者応札又は一者応募であったときは、その旨

（裏面に続く）

〔確認欄〕

設問1 本件の契約件名、御社名、法人番号をご記入ください。

契約件名：埼玉障害者職業センタートイレ等改修工事

御社名：

法人番号：															(13桁)
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------

※「法人番号」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定により、国税庁より指定された13桁の番号を記入してください。（「法人番号」は、契約情報として当機構ホームページに掲載します。）

※個人事業主の方は、法人番号は指定されませんので、記入いただく必要はありません。

設問2 当該契約の締結日において、御社の役職員に、次のいずれかに該当する者はいますか。

①御社の役員等※で、当機構において課長相当職以上の職にあった者

②御社の職員で、当機構において役員であった者

☐ はい（人） → 設問3へ

☐ いいえ（公表対象外です）

※「役員等」とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有するかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者をいいます。

※設問2の回答が「いいえ」の場合は、以下の設問に回答する必要はありません。

設問3 御社の直近の決算年度の総売上高に占める当機構との取引高の割合は1／3以上を占めていますか。

☐ はい → 設問4へ

（「はい」の場合は以下の該当するものにチェックし、当機構との取引額及び御社の総売上高を記載してください）

☐ 3分の1以上、2分の1未満

☐ 2分の1以上、3分の2未満

☐ 3分の2以上

（当機構の取引額 円／御社の総売上高 円）

☐ いいえ（公表対象外です）

※設問3の回答が「いいえ」の場合は、以下の設問に回答する必要はありません。

設問4 設問2で「はい」の場合は、該当する役職員について、以下にお答えください。

	役職員氏名	御社における 現在の職名	当機構における 最終職名	採用年月
1				年 月
2				年 月

注1 複数者いる場合は全員についてご回答ください。当機構における最終職名が不明な場合は記載しなくても構いません。

注2 役職員の個人名及び採用年月は公表いたしません。（当機構における確認用です。）

設問5 設問3で「はい」の場合は、以下の書類等の写しをご提出ください。

☐ 直近の決算年度の総売上高のわかる書類（財務諸表等）

☐ 直近の決算年度の当機構との取引高のわかる書類（相手方台帳等）

低入札価格調査の実施について

本件調達に係る一般競争入札において、当機構低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った場合に実施する、低入札価格調査については、以下のとおりとする。

なお、低入札価格調査の対象となった際は、契約担当者から事情聴取の実施について、別途、文書により通知を行うものとする。

1 調査内容

- ① 当該価格で入札した理由
- ② 入札金額の積算内訳
- ③ 手持ち工事の状況
- ④ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ⑤ 手持ち資材の状況
- ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑦ 手持ち機械数の状況
- ⑧ 配置予定技術者
- ⑨ 労務者の具体的供給見通し
- ⑩ 過去に施工した公共工事受注実績
- ⑪ 経営状況
- ⑫ 建設副産物の搬出地（取壊し部分がある場合）

2 低入札価格調査に関する留意事項等

- （１）調査対象事業者が上記 1 調査内容に関する資料等の提出に応じない又は内容が不十分である場合には、機構から説明を求めること。
- （２）調査対象事業者が上記 1 調査内容に関する資料等の提出や説明に応じない場合又は不十分である場合には、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものとして、落札者としがない場合があること。
- （３）低入札価格調査の結果、該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、落札者とはしないこと。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
 契約担当役理事 馬場 一郎 殿

所在地 〒
 商号又は名称
 代表者

競争参加申込書

埼玉障害者職業センタートイレ等改修工事に係る入札について、下記について誓約の上、参加を申込みます。

記

- 1 埼玉障害者職業センタートイレ等改修工事に係る入札心得書に定める事項及び法令上の規制を全て承知した上で、参加を申込みます。
- 2 入札心得書の競争参加資格に定める条件を全て満たしていることから参加を申込みます。
 - (1) 貴機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。
 - (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、該当状態が継続している者でないこと。
 - (3) その他、競争参加資格に定める条件を全て満たしていること。(上記(1)、(2)を除く。)
- 3 落札した場合であっても、契約成立後に、競争参加資格等がないことが判明する等の理由で、貴機構が入札を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知します。

(添付書類)

- ・ 厚生労働省の「資格審査結果通知書」の写し 1部
 - ・ 入札心得書の3(1)のただし書きに該当する場合は、国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの検索結果の写し等 1部
- ※ 参加申込みは、必ず厚生労働省に登録している本店において行うこと。

(担当者連絡先)

所在地	〒	電話番号	
		FAX番号	
部署名		担当者氏名	
電子メールアドレス			

※当該連絡先に当該入札に係る諸連絡を行う。

入 札 書

(単位：円)

金額 (※)			億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺
-----------	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※金額の頭に「金」又は「¥」を必ず記載すること。

※見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ただし、埼玉障害者職業センタートイレ等改修工事

貴機構の示す入札心得書及び現場説明書を承諾の上、設計図書類に基づいて、上記の金額により入札します。

令和 年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

⑨

(代理人) 氏 名

⑨

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
契約担当役理事 馬場 一郎 殿

- (注) 1. 入札を代理人に委任した場合は、代表者の押印は不要であること（代表者の氏名は記載すること）。
2. 入札を代理人に委任せずに代表者が自ら行う場合は、代理人欄を消すこと。
3. 入札書の日付は、入札書作成日を記載すること。（開札日ではないこと。）

入 札 書

(単位：円)

金額 (※)			億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺
-----------	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※金額の頭に「金」又は「¥」を必ず記載すること。

※見積もった契約希望金額の110.00に相当する金額を記載すること。

ただし、埼玉障害者職業セン

金額の頭に「¥」又は「金」の文字を入れて下さい。

貴機構の示す入札心得書及び現場説明書を承諾の上、設計図書類に基づいて、上記の金額により入札します。

令和 年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

入札書作成日を記載して下さい。

(注) 開札日ではありません。

(代 理 人) 氏 名

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
契約担当役理事 馬場 一郎 殿

- (注) 1. 入札を代理人に委任した場合は、代表者の押印は不要であること（代表者の氏名は記載すること）。
2. 入札を代理人に委任せずに代表者が自ら行う場合は、代理人欄を消すこと。
3. 入札書の日付は、入札書作成日を記載すること。（開札日ではないこと。）

【入札書封筒】

- 1 入札書を入れる封筒は以下を参考に作成の上、封印して提出してください。代理人をして入札する場合、封印は代表者、代理人のどちらの印鑑でも結構です。
- 2 入札書封筒は長形3号をご利用ください。
- 3 代表者が直接応札する場合は、代理人欄を記入しなくて結構です。
- 4 封筒に入れた入札書と併せて「工事費内訳書」、「委任状（代理人をして入札する場合）」を外封筒に同封してご提出ください。

表面

工事名：埼玉障害者職業センタートイレ等改修工事	
開札日：令和8年9月4日	
入札者名：〇〇〇〇〇株式会社	
代表取締役社長	〇〇 〇〇
代理人	〇〇 〇〇

裏面

印	印
---	---

工 事 費 内 訳 書

工事名				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
Ⅰ 建築工事				
Ⅱ 電気設備工事				
Ⅲ 機械設備工事				
計				
うち材料費	1	式		
うち労務費	1	式		
共通費				
Ⅰ 共通仮設費				
Ⅱ 現場管理費				
うち建退共制度の掛金	1	式		
工事原価のうち現場労働者の 法定福利費の事業主負担額	1	式		
工事原価のうち安全衛生経費	1	式		
Ⅲ 一般管理費等				
計				
合計				

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

⑩

(代 理 人) 氏 名

⑩

- (注) 1. 入札を代理人に委任した場合は、代表者の押印は不要であること(代表者の氏名は記載すること)。
2. 入札を代理人に委任せずに代表者が自ら行う場合は、代理人欄を消すこと。

工事費内訳書の表紙の記載例及び注意事項

工 事 費 内 訳 書					
工事名	名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
	直接工事費				
	I 建築工事				
	II 電気設備工事				
	III 機械設備工事				
	計				
	うち材料費				
	うち労務費				
	共通費				
	I 共通仮設費				
	II 現場管理費				
	うち建退共制度の掛金				
	工事原価のうち現場労働者の 法定福利費の事業主負担額				
	工事原価のうち安全衛生経費	1	式		
	III 一般管理費等				
	計				
	合計				

工事名に誤りがないか
必ず確認をしてください。

各項目の合計額が正しく集計されているか、細目別内訳の金額と必ず突合確認をしてください。

・ 共通費は共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に分けて計上して下さい。

 ・ 別途、工事費内訳書の表紙に係る細目別内訳を添付し、各工事の数量、単価、金額及び仕様等を明示して下さい。また、細目別内訳についても各項目の合計額が正しく集計されているか必ず確認してください。

 ・ 工事費集計時において値引き額（千円未満の端数処理等を除く。）を記載した工事費内訳書は、工事単価等の確認が困難となることから、値引き額は記載しないで下さい。

工事費内訳書の表紙の合計と入札書の記載額とが同額となっているか、入札書を封印する前に必ず突合確認してください

記名や押印等の漏れが無いが、入札書及び委任状（代理人をして入札する場合）と必ず突合確認をしてください

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

 （ 代 理 人 ） 氏 名

印

印

- (注) 1. 入札を代理人に委任した場合は、代表者の押印は不要であること（代表者の氏名は記載すること）。
 2. 入札を代理人に委任せずに代表者が自ら行う場合は、代理人欄を消すこと。

委任状

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
契約担当役理事 馬場 一郎 殿

所在地

(委任者) 商号又は名称

代表者 ⑩

私は、下記の者を代理人と定め、貴機構が発注する埼玉障害者職業センタートイレ等改修工事についての入札及び見積に関する権限を委任します。

勤務先 住所

(代理人) 役職名

氏名

代理人の 使用印鑑	⑩
--------------	---

- ※1. 代理人が入札に参加する場合に作成し、提出すること。
※2. (委任者) 欄の⑩部分は必ず押印が必要であること。

辞 退 届

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
契約担当役理事 馬場 一郎 殿

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

㊞

(代理人氏名)

㊞

令和8年7月8日付け公告の「埼玉障害者職業センタートイレ等改修工事」について、以下の理由により辞退します。

記

(辞退理由)

- (注) 1. 落札決定後に、落札者が本届出により辞退の申し出を行う場合は、原則として独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構における競争参加資格の停止措置をとることになるため、留意すること。
2. 委任状を提出している場合は、代表者の押印は不要（代表者の氏名、代理人の氏名及び押印は必要）であること。

現 場 説 明 書（その 1）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
契約担当役理事 馬場 一郎

工事名：埼玉障害者職業センタートイレ等改修工事

1 説明事項

（1）契約の保証について

- ① 落札者は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構指定の工事請負契約書（以下「契約書」という。）案の提出とともに、請負代金額の10分の1（ただし、低入札価格調査の対象となった者については請負代金額の10分の3。以下、同様とする。）以上の金額を保証する次のいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

- （ア）契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- （イ）保証書の宛名は「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 契約担当役理事」とすること。
- （ウ）保証債務の内容が、契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- （エ）保証に係る工事の工事名は、契約書に記載される工事名と同一とすること。
- （オ）保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- （カ）保証期間は、工期を含むものとすること。なお、余裕期間制度を活用した工事の場合、保証期間は契約締結の翌日から工期末を含むものとすること。ただし、保証期間の開始日については、金融機関等の手続きを勘案し、契約締結の日から10日以内であれば、認めるものとする。
- （キ）保証債務履行の請求の有効期限は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。
- （ク）請負代金額の変更をする場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）契約担当役理事の指示（請負代金額の減額変更をする場合は受注者の申し出による。）に従うこと。
- （ケ）受注者の責に帰すべき事由により契約を解除したときは、金融機関等から支払われた保証金は、機構に帰属する。
- なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過額を徴収する。
- （コ）受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、契約担当役理事から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

イ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- （ア）公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証するものである。
- （イ）債権者は「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 契約担当役理事」とすること。
- （ウ）主契約の内容としての工事名は、契約書に記載される工事名と同一とすること。
- （エ）保証金額は、請負代金額の10分の1以上であること。
- （オ）保証期間は工期を含むものとすること。なお、余裕期間制度を活用した工事の場合、

保証期間は契約締結の翌日から工期末を含むものとする。ただし、保証期間の開始日については、損害保険会社の手続きを勘案し、契約締結の日から10日以内であれば、認めるものとする。

(カ) 請負代金額の変更をする場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役理事の指示（請負代金額の減額変更をする場合は受注者の申し出による。）に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約を解除したときは、保険会社から支払われた保証金は、機構に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過額を徴収する。

ウ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式とすること。

(ウ) 被保険者は「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 契約担当役理事」とすること。

(エ) 契約の内容としての工事名は、契約書に記載される工事名と同一とすること。

(オ) 保険金額は請負代金額の10分の1以上であること。

(カ) 保険期間は工期を含むものとする。なお、余裕期間制度を活用した工事の場合、保証期間は契約締結の翌日から工期末を含むものとする。ただし、保証期間の開始日については、損害保険会社の手続きを勘案し、契約締結の日から10日以内であれば、認めるものとする。

(キ) 請負代金額の変更をする場合の取扱いについては、契約担当役理事の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約を解除したときは、保険会社から支払われた保険金は、機構に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過額を徴収する。

② ①にかかわらず、契約金額が150万円を超えない工事請負契約である場合は、契約の保証を要しないものとする。

(2) 契約内容について

① 工期は「手直し工事を含む完全引渡しの期間」としているため、原則工期末日の14日前までに工事を完成させること。

② 指定部分の引渡しがある場合は、上記①と同様とする。

③ この工事の請負代金内訳書及び工程表は、契約締結日から20日以内に提出すること。

④ 現場代理人は、工事現場に常駐すること。

⑤ 現場代理人等の氏名を通知する場合は、契約締結日から10日以内とし、当該現場代理人等の経歴書を添付すること。

⑥ 前払金は、前払金保証事業会社の保証証書（正本、副本各1通）を機構に提出して、工事請負代金額の10分の4（ただし、低入札価格調査の対象となった者については請負代金額の10分の2。以下、同様とする。）以内の額の支払を請求することができる。

⑦ 請負代金額が著しく減額された場合における前払金に係る保証契約の変更は、前払金超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は減額後の前払金額を下回らない額とすること。

⑧ 部分払は、工事完了前に既済部分に対する請負代金の10分の9以内の額の支払を請求することができる。

この工事における部分払いは ☐ なし ☐ あり （ 回）

⑨ この工事における部分引渡しは ☐ なし ☐ あり

⑩ この工事は余裕期間制度の対象と する ☐ し ☐ しない

⑪ 完成払は、契約の目的物を引き渡した後、その残額の支払を請求することができる。

⑫ 契約不適合責任期間は工事目的物の引渡しを受けた日から2年間（設備機器本体等については1年間）とする。

ただし、契約不適合が受注者の故意若しくは重大な過失により生じたものであるときは、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- ⑬ 工事目的物及び工事材料等については、火災保険、建設工事保険その他の保険に付すること。
※ 取壊し工事については、火災保険を除く。

2 指導事項

(1) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保等労働福祉の改善に努めること。

(2) 建設業退職金共済制度について

- ① 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入するとともに、対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙（電子申請方式の場合は、「退職金ポイント」と読み替える。以下、同様とする。）を貼付すること。
- ② 受注者は、工事ごとに掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事請負契約締結後1ヶ月以内に契約担当役理事に提出すること。
なお、この期間内に収納書を提出できない特別の事情がある場合においては、あらかじめその理由及び証紙購入予定をあわせて申し出ること。
- ③ 証紙購入状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがあること。
- ④ 受注者は、工事の一部を下請契約に付する場合は、当該契約の受注者に対してこの制度の主旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、当該契約受注者の建退共制度への加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- ⑤ 下請契約受注者の規模が小さく、管理事務の処理面が万全でない場合には、受注者に建退共制度への加入手続き及び共済手帳への証紙の貼付等事務処理を委託する方法もあるので、受注者は、積極的に受託するようにすべきこと。
- ⑥ 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示すること。

(3) 公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険について

- ① 受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（以下「法定外の労災保険」という。）を付すこと。
- ② 受注者は、法定外の労災保険の付保を証する書面を工事請負契約締結後1ヶ月以内に契約担当役理事に提出すること。
なお、この期間内に当該書面を提出できない特別の事情がある場合においては、あらかじめその理由及び法定外の労災保険の付保予定をあわせて申し出ること。
- ③ 法定外の労災保険の付保状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがあること。

(4) 工期変更の場合の保証事業会社に対する通知方法について

前払金保証約款第7条の2に基づく、工期変更の場合の保証事業会社に対する通知は、受注者が代行して行うものとし、その方法は、工期変更に係る契約書の写しを送付するものとする。

3 注意事項

(1) 工事实績情報の登録について

- ① 請負代金額が500万円以上の場合の受注者は、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、工事实績情報を作成し、「発注機関確認書（登録のための確認のお願い）」の承諾を契約担当職員に受けなければならない。
- ② 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）
- ③ 承諾を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センターに登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」を機構職員に提出し、登録結果を報告するものとする。ただし、登録時に機構への自動送信を選択した場合については、提出不要とすること。
- ④ 登録内容を訂正する必要がある場合も、同様の手順により訂正を行うものとする。ただし、変更契約日と工事完了日の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるも

のとする。

(2) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書について

- ① 工事を実施するに当たっては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を施工計画書に含め、管理技術者（監理）等に提出する。
また、同計画書の実施報告書を工事完了後すみやかに管理技術者（監理）等に提出する。
- ② 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の様式については、管理技術者（監理）等の指示によるものとする。

(3) セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について

- ① セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について管理技術者（監理）等に報告する。
- ② セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。
- ③ 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）（国土交通省「技術調査関係資料」）」により実施し、土壌環境基準を超えないことを確認する。

(4) 施工体制台帳に係る書類について

受注者が下請契約を締結する場合は、その金額にかかわらず、建設業法に基づく施工体制台帳に係る書類及び施工体系図を作成すること。その際は下記事項を記載し、工事現場に備えるとともに、管理技術者（監理）等に提出するものとする。

- ① 建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項
- ② 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名、外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事状況、健康保険等の加入状況
- ③ 監理技術者、監理技術者補佐（専任している場合のみ）、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負人専門技術者（専任している場合のみ）の会社名、氏名、専任・非専任の別及び顔写真
- ④ 下請負人（二次以下も含めた全下請負人）となる会社の商号又は名称、現場責任者名、工期、健康保険等の加入状況

(5) 施工体制の点検

受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第15条第3項により発注者から施工体制台帳について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。

なお、点検員は当該工事の管理技術者（監理）等とする。

(6) 工事における創意工夫等について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに書面により管理技術者（監理）等に提出することが出来る。

(7) 監理技術者等の工事現場における専任について

建設業法第26条に規定する工事現場に置く監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、同条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合を除き、工事請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上のものについて、その契約工期において、専任の者でなければならないこと。

また、現場技術者の専任合理化に伴い、当該工事が一定の要件に合致する場合、兼務が可能となること（下記（10）を参照）。

ただし、次に掲げる場合につき、それぞれ当該各項に定めるところにより取り扱うこと。

- ① 当該工事が次に掲げる期間にあつて、他の工事が監理技術者等の専任を要しない工事である場合

ア 契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開

始されるまで)の期間

イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

エ 工事完成後、検査が終了し、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間

なお、検査が終了した日とは、発注者が工事の完成を確認した日(手直し完了確認日)とする。

当該工事がアからエの期間にある場合は、当該工事現場での監理技術者等の専任は要せず、監理技術者等の専任を要しない他の工事に従事することができること。

② 当該工事と他の工事が次に掲げる工事に該当する場合

ア 工場製作の過程を含む工事

工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができること。

イ 機構発注の工事

監理技術者等については、①イの期間に限って、機構の承諾があれば、機構発注の他の工事(当該工事の専任を要しない期間内に機構発注の他の工事が完了するものに限る。)の専任の監理技術者等として従事することができること。その際、当該工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、機構の承諾を得る必要があること。

ウ 密接な関連のある工事

密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所 又は近接した場所において施工する場合においては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができること。ただし、専任の監理技術者については適用されないこと。

(ア) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

(イ) (ア)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

エ 工作物等に一体性が認められる工事

機構が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(他の工事が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができること。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならないこと。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならないこと。

(8) 現場代理人の常駐義務緩和について

次に掲げる①から④のいずれかの期間中の工事で、管理技術者(監理)等と常に携帯電話等により連絡をとれる体制が確保されている場合は、現場代理人の工事現場への常駐を要しないものとする。

① 契約締結後、現場施工に着手するまで(現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで)の期間

② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間

なお、検査が終了した日とは、発注者が工事の完成を確認した日(手直し完了確認日)とする。

(9) 特例監理技術者の配置について

特例監理技術者の配置を行う場合は以下の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。

- ① 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者補佐が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、山梨県又は長野県の工事でなければならない。
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(10) 現場技術者の専任合理化について

① 監理技術者等の専任工事現場の兼任

当該各工事が、以下のア～クの要件を全て満たす場合、監理技術者等は、専任の工事現場を兼任することができる。

ア 工事請負代金額は、1億円（建築一式工事にあつては2億円）未満であること。

イ 兼務する工事現場の数は、2工事現場以下であること。

ウ 兼務する工事現場間の距離は、1日で巡回が可能であり、かつ、移動時間が概ね2時間以内であること。

エ 下請次数は、3次までであること。

オ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるため、連絡員を配置していること。

なお、建築一式工事においては、建築一式工事に関する実務経験を1年以上有する者を連絡員とすること。

カ 施工体制を確認するため、現場作業員の入退場が遠隔から確認できる情報通信技術（建設キャリアアップシステム（CCUS）等）の措置をしていること。

キ 「人員の配置を示す計画書」を作成し、機構に提出していること。

ク 工事現場の状況を確認するため、情報通信機器を設置していること。

② 営業所技術者・特定営業所技術者の専任工事現場の兼任

当該工事が、以下のア～ケの要件を全て満たす場合、営業所技術者・特定営業所技術者は、専任の工事現場を兼任することができる。

ア 当該営業所において契約が締結された工事であること。

イ 工事請負代金額は、1億円（建築一式工事にあつては2億円）未満であること。

ウ 兼務する工事現場の数は、1工事現場であること。

エ 営業所と工事現場間の距離は、1日で巡回が可能であり、かつ、移動時間が概ね2時間以内であること。

オ 下請次数は、3次までであること。

カ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるため、連絡員を配置していること。

なお、建築一式工事においては、建築一式工事に関する実務経験を1年以上有する者を連絡員とすること。

キ 施工体制を確認するため、現場作業員の入退場が遠隔から確認できる情報通信技術（建設キャリアアップシステム（CCUS）等）の措置をしていること。

ク 「人員の配置を示す計画書」を作成し、機構に提出していること。

ケ 工事現場の状況を確認するため、情報通信機器を設置していること。

4 その他

- (1) この工事における技術的事項については、現場説明書（その2）によること。